

高齢者を狙う悪質商法にご注意!

高齢者をターゲットにした訪問販売等の被害や苦情が消費生活センターに数多く寄せられています。高齢者は3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」を持っていると言われています。

悪質業者は、言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切そうに接して信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。また、高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多いのも特徴です。

トラブルに遭わないためには、きっぱり断ることが重要です。相手の手口を知ることも強力な武器になります。また、だまされたことに気づきにくいこともあり、家族や周辺の方々の見守りも大切です。

20年4月から9月までの当センターに寄せられた相談内容を見ると、70歳以上の方では訪問販売による相談が最も多く、67件で70歳以上の総相談件数(277件)の24.2%を占めております。

代表的なものは、SF(催眠)商法と点検商法と言われるものです。

SF(催眠)商法とは

客を一定の場所に集め、閉鎖的な状況を作り出して、群集心理を利用し冷静な判断能力を客から奪い、その上で商品(布団・浄水器・健康食品など)を買わせる商法のこと。

点検商法とは

「点検に来た」と言って訪問し、「水質に問題がある」「布団にダニがいる」などと事実と異なることを言って、商品やサービスを販売する商法のこと。

アドバイス

契約を勧められても不要だと思ったら、毅然と断りその場を離れましょう。

アドバイス

点検商法は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。

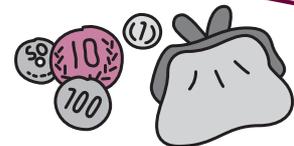
お年玉でお金の管理トレーニング

限られたお小遣い(お金)を上手に使うことを、お年玉をよい機会として、家庭内で話し合ってみましょう。

～アドバイス～

1. 「欲しいもの」と「必要なもの」の区別を身に付けさせましょう

何かを欲しいと思うことは自然なことですが、使えるお金には限りがあり、我慢することも必要です。無駄遣いをなくし、予算の範囲内で上手にお金を使えるようにするためにも、子どもうちから「欲しいもの」と「必要なもの」の区別をしっかりとつけるようにすること、そして欲しいものより必要なものを優先させる経験を積ませることが大切です。



2. 計画を立ててものを買う・お金を貯めて買う習慣を身に付けさせましょう。

本当に必要なものと確信できたものが複数ある場合、また高額な場合もあります。それを買うためには、お金を貯めて買うということも考えさせましょう。

また、保護者がお年玉を管理している場合には、その状況を子どもに示してあげるのも効果的でしょう。

※ポイント：①いくらずつ貯めるか ②どうやって貯めるか ③いつまでに貯めるか

3. 小遣い帳で買い物を振り返る習慣を身に付けさせましょう。

小遣い帳をつけることで、自分の買い物の傾向や反省点を知ることができます。

「暮らしのセミナー2009」開催のお知らせ

参加費無料

テーマ：「変わりゆく時代の暮らしと金融」

～毎日の暮らして今と昔、どう変わりましたか？変わりゆく生活にあわせて
たお金との付き合い方を、見城先生と一緒に考えましょう～

開催日時	平成21年2月7日(土) 13:30～15:00 <13:00開場>
会場	いよてつ高島屋 9F ローズホール (松山市湊町5丁目1番地1 TEL:089-948-2500)
講師	青森大学 教授 見城美枝子氏
募集人員	200名(先着200名様に入場整理券をお送りします。)
申込方法	はがきまたはeメールに、以下の必要事項をご記入のうえお申し込み下さい。 ①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号
宛先	<はがきで応募> 〒790-0003 松山市三番町4-10-2 愛媛県金融広報委員会 「暮らしのセミナー」係 <eメールで応募> 宛先:matsuyama@info.boj.or.jp (件名は「暮らしのセミナー」として下さい) ※本セミナーのお申込みに必要な個人情報は、セミナーの実施以外に利用することはありません。
応募締切	平成21年1月30日(金)必着
問い合わせ先	知るぼると 愛媛県金融広報委員会(事務局:日本銀行松山支店) 089-933-6308
主催等	主催/愛媛県金融広報委員会 共催/愛媛県、四国財務局松山財務事務所

発行：愛媛県県民環境部管理局県民生活課
(〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2) 089-921-0631 (FAX兼用)
愛媛県消費生活センター
(〒791-8014 松山市山越町450番地) 089-926-2603 (事務室)
089-946-5539 (FAX)
089-925-3700 (相談専用)